

令和8年台風第25号への神奈川県対応方針

(県の体制)

- 台風接近による長期間の大雨、それに伴う土砂災害の危険性を勘案し、知事を本部長とする第一次本部体制を敷く。(書面開催)

(当面の対応)

- 現在、横須賀・三浦地域で土砂災害が複数発生しており、県民の避難対策を迅速に行うため、災害救助法等の適用について、国及び市町村と調整する。
- 発生した被害への必要な対処を行うとともに、統制部を担うくらし安全防災局を中心に、全庁、最大限の警戒体制を敷き、災害発生時の応急対応が迅速に取れる体制を確保する。

(体制の解除)

- 県内の気象警報が解除され、災害の恐れがなくなったときに、体制を解除する。